

教育委員会定例会議事日程

平成31年2月1日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
- 3 請願等審査
受理番号 87～103 市立北綱島特別支援学校に関する要望書
- 4 審議案件
教委第64号議案 横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則の一部改正について
教委第65号議案 視聴覚教材機材の貸出に関する規則の廃止について
教委第66号議案 平成30年度横浜市教育委員会表彰に係る被表彰者の追加決定について
- 5 その他

平成31年2月1日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

○1/28 本会議（第1日）会期決定

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○1/22 平成30年度第2回指定都市教育委員会協議会

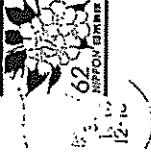
○1/28 スクールミーティング

(2) 報告事項

3 その他

郵便はがき

2310016



横浜市中岡区内真駅前町
横浜2-1市ビ1校ル2内委員会

教育長 魏測信也様

海老名市立小学校
南

印シタコトハ

2430727

市立北綱島特別支援学校の分校化の見直しを

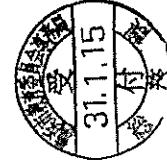
今年3月で北綱島特別支援学校（保土ヶ谷区）が分校になり、4月から上吉田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されようとしています。これは、保護者に北綱島特別支援学校を分校にする方的な提案（2018年度までに北綱島特別支援学校を分校にする再構造化計画）によるものでした。人口急増地盤の横浜市北東部から北綱島特別支援学校がなくなり、他の遠い旅館不自由特別支援学校に通うことになれば、通学時間が長くなり、子ども達にとっては命に係わる無難な状況でした。結果的には分校という形で移りますが、市教委員会は、「何時も健康であります」、「どちらかに於いても安心しておられます」などと表現しています。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で移りますが、市教委員会は、「平穡監修計画は間違っていない、今後も継やかに進めていく」としており、保護者の不安には応いています。

北綱島特別支援学校の保護者の85%が、今の学校のままでの教育を希望しています。「分校になつてもこれまでと変わらない」と市教委員会は説明していますが、であれば分校にする理由は何もありません。また、分校の新校舎等には、1／3の国の補助金は出ませんが、学校の先生なら校長には出るので、横浜市の給付負担も少なくてすみます。

問題の多い分校化をせひ見直してください。
かたしのひとことに、海老名市立小学校の野球部の部員たちが、毎日、土色をさらなる力で磨いて、自分たちの野球部を磨いています。このように、海老名市立小学校の野球部の部員たちが、毎日、土色をさらなる力で磨いて、自分たちの野球部を磨いています。

受理番号 88



横浜市中岡区内真駅前町
横浜2-1市ビ1校ル2内委員会

教育長 魏測信也様

印シタコトハ

□□□□□

市立北綱島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北綱島特別支援学校（港北区）が分校になり、4月から上吉田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されようとしています。これは、保護者に北綱島特別支援学校から的一方的な提案（2018年度までに北綱島特別支援学校を分校にする再構造化計画）によるものでした。人口急増地盤の横浜市北東部から北綱島特別支援学校がなくなり、他の遠い旅館不自由特別支援学校に通うことになれば、通学時間が長くなり、子ども達にとっては命に係わる無難な状況でした。結果的には分校という形で移りますが、市教委員会は、「何時も健康であります」、「どちらかに於いても安心しておられます」などと表現しています。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で移りますが、

市教委員会は、「平穡監修計画は間違っていない、今後も継やかに進めていく」としており、保護者の不安には応いています。

北綱島特別支援学校の保護者の85%が、今の学校のままでの教育を希望しています。「分校になつてもこれまでと変わらない」と市教委員会は説明していますが、であれば分校にする理由は何もありません。また、分校の新校舎等には、1／3の国の補助金は出ませんが、学校の先生なら校長には出るので、横浜市の給付負担も少なくてすみます。

かたしのひとことに、海老名市立小学校の野球部の部員たちが、毎日、土色をさらなる力で磨いて、自分たちの野球部を磨いています。

生所 上尾市早合
名前 _____

受理番号 89



横浜市中岡区内真駅前町
横浜2-1市ビ1校ル2内委員会

教育長 魏測信也様

印シタコトハ

2430727

市立北綱島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北綱島特別支援学校（保土ヶ谷区）が分校になり、4月から上吉田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されようとしています。これは、保護者に北綱島特別支援学校から的一方的な提案（2018年度までに北綱島特別支援学校を分校にする再構造化計画）によるものでした。人口急増地盤の横浜市北東部から北綱島特別支援学校がなくなり、他の遠い旅館不自由特別支援学校に通うことになれば、通学時間が長くなり、子ども達にとっては命に係わる無難な状況でした。結果的には分校という形で移りますが、市教委員会は、「何時も健康であります」、「どちらかに於いても安心しておられます」などと表現しています。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で移りますが、

市教委員会は、「平穡監修計画は間違っていない、今後も継やかに進めていく」としており、保護者の不安には応いています。

北綱島特別支援学校の保護者の85%が、今の学校のままでの教育を希望しています。「分校になつてもこれまでと変わらない」と市教委員会は説明していますが、であれば分校にする理由は何もありません。また、分校の新校舎等には、1／3の国の補助金は出ませんが、学校の先生なら校長には出るので、横浜市の給付負担も少なくてすみます。

かたしのひとことに、海老名市立小学校の野球部の部員たちが、毎日、土色をさらなる力で磨いて、自分たちの野球部を磨いています。

生所 上尾市早合
名前 _____

受理番号 90



横浜市中岡区内真駅前町
横浜2-1市ビ1校ル2内委員会

教育長 魏測信也様

印シタコトハ

2430727

市立北綱島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北綱島特別支援学校（保土ヶ谷区）が分校になり、4月から上吉田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されようとしています。これは、保護者に北綱島特別支援学校から的一方的な提案（2018年度までに北綱島特別支援学校を分校にする再構造化計画）によるものでした。人口急増地盤の横浜市北東部から北綱島特別支援学校がなくなり、他の遠い旅館不自由特別支援学校に通すことになれば、通学時間が長くなり、子ども達にとっては命に係わる無難な状況でした。結果的には分校という形で移りますが、市教委員会は、「何時も健康であります」、「どちらかに於いても安心しておられます」などと表現しています。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で移りますが、

市教委員会は、「平穡監修計画は間違っていない、今後も継やかに進めていく」としており、保護者の不安には応いています。

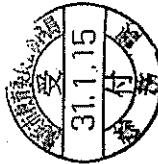
北綱島特別支援学校の保護者の85%が、今の学校のままでの教育を希望しています。「分校になつてもこれまでと変わらない」と市教委員会は説明していますが、であれば分校にする理由は何もありません。また、分校の新校舎等には、1／3の国の補助金は出ませんが、学校の先生なら校長には出るので、横浜市の給付負担も少なくてすみます。

かたしのひとことに、海老名市立小学校の野球部の部員たちが、毎日、土色をさらなる力で磨いて、自分たちの野球部を磨いています。

生所 上尾市早合
名前 _____

受理番号 91

受理番号 9。

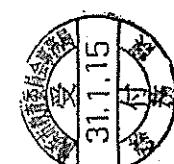


横浜市中岡区
内真駅砂前町
様第2 源一
市ビ1 市内
委員会

イシクシユクト紙

教育長 鯉側信也様

2310016

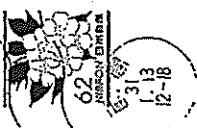


横浜市中岡区
内真駅砂前町
様第2 源一
市ビ1 市内
委員会

イシクシユクト紙

教育長 鯉側信也様

2310016



市立北綱島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北綱島特別支援学校（港北区）が閉校になり、4月から上若田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されようとしています。

これは、保護者に認可もしない横浜市教育委員会からの一方的な提案（2018年度までに北綱島特別支援学校にする高齢差別化計画）によるものでした。

私は、他の児童生徒が北綱島特別支援学校に通うことに加われば、

通学時間が長くなり、子ども達にとっては命に係わる経済的な負担

になります。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で実りますが、

市教育委員会は、「高齢差別化は間違っているない、今後も継やかに進めていく」としており、保護者の不安を理解しています。

北綱島特別支援学校の保護者の96.25%が、今の学校のままで

の教育を希望しています。「分校になつてもこれほど変わらない」と市教育委員会は説明していますが、であれば分校にする根拠は何もありません。また、分校の校長委嘱には、

1／3の国の活動金は出ませんが、学校のままだら校長には出

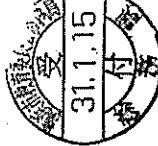
るので、横浜市の給与負担も少なくてすみます。

問題の多い分校化をひび見直してください。

わたしのひとこと
分校を廃止して復元してほしい
鯉側信也

住所 横浜市中区南伊勢佐木町
名前 [REDACTED]

受理番号 81



横浜市中岡区
内真駅砂前町
様第2 源一
市ビ1 市内
委員会

イシクシユクト紙

教育長 鯉側信也様

2310016



市立北綱島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北綱島特別支援学校（港北区）が閉校になり、4月から上若田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されようとしています。

これは、保護者に認可もない横浜市教育委員会が一方的に提案（2018年度までに北綱島特別支援学校を廃校にする高齢差別化計画）によるものです。

人口急増が北綱島特別支援学校に通うことになれば

なり、他の児童生徒が北綱島特別支援学校に通うことに加われば

通学時間が長くなり、子ども達にとって命に係わる経済的な負

担になります。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で実りますが、

市教育委員会は、「高齢差別化は間違っているない、今後も継やかに進めていく」としており、保護者の不安を理解しています。

北綱島特別支援学校の保護者の96.25%が、今の学校のままで

の教育を希望しています。「分校になつてもこれほど変わらない」と市教育委員会は説明していますが、であれば分校にする根拠は何もありません。また、分校の校長委嘱には、

1／3の国の活動金は出ませんが、学校のままだら校長には出

るので、横浜市の給与負担も少なくてすみます。

わたしのひとこと
分校を廃止して復元してほしい
鯉側信也

住所 横浜市中区南伊勢佐木町
名前 [REDACTED]

2310016

受理番号 97

2310016



様 横浜市中岡区内真駅前町横幕2-1市ビ1教ル2委員会
教育長 魚瀬信也様
印鑑欄

様 横浜市中岡区内真駅前町横幕2-1市ビ1教ル2委員会
教育長 魚瀬信也様
印鑑欄

教育長 魚瀬信也様
印鑑欄

様 横浜市中岡区内真駅前町横幕2-1市ビ1教ル2委員会
教育長 魚瀬信也様
印鑑欄

様 横浜市中岡区内真駅前町横幕2-1市ビ1教ル2委員会
教育長 魚瀬信也様
印鑑欄



印鑑欄

印鑑欄

印鑑欄

印鑑欄

市立北綱島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北綱島特別支援学校（港北区）が閉校になり、4月から上吉田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されようとしています。

これは、保護者に説明もない横浜市教育委員会からの一方的な提案（2018年度までに北綱島特別支援学校を分校にする再構整備計画）によるものでした。

人口急増地帯の横浜市北区から北綱島特別支援学校がなくなり、他の遠い校舎不自由特別支援学校に通うことになると遙かに遠学時間が長くなり、子ども達にとっては命に係わる無謀な計画でした。

大きな反対の声で、結果的には分校といふ形で移りますが、

市教委は、「再構整備計画は説明していない、今後も県や

市に説めていく」としており、保護者の不安はないといいます。

北綱島特別支援学校の保護者 96.2%が、「今の学校のままで

の教育を希望している」、「分校にならぬまでも、これまでども変わらない」と市教委は説明していますが、であれば分校にする

根拠は何もありません。また、分校の校長職の准教諭には、

1／3の国の補助金は出ませんが、学費の半額なら校長には出

るので、横浜市の給付金控除も少なくてすみます。

問題の多い分校化をぜひ見直してください。

わたしのこと
川教育局様より下へ
行ふところ
住所
横浜市役所見直し会議

名前

市立北綱島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北綱島特別支援学校（港北区）が閉校になり、4月から上吉田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されようとしています。

これは、保護者に説明もない横浜市教育委員会からの一方的な提案（2018年度までに北綱島特別支援学校を分校にする再構整備計画）によるものでした。

人口急増地帯の横浜市北区から北綱島特別支援学校がなくなり、他の遠い校舎不自由特別支援学校に通うことになると遙かに遠学時間が長くなり、子ども達にとっては命に係わる無謀な計画でした。

大きな反対の声で、結果的には分校といふ形で移りますが、市教委は、「再構整備計画は説明していない、今後も県や市に説めていく」としており、保護者の不安はないといいます。

北綱島特別支援学校の保護者 96.2%が、「今の学校のままでの教育を希望している」、「分校にならぬまでも、これまでども変わらない」と市教委は説明していますが、であれば分校にする根拠は何もありません。また、分校の校長職の准教諭には、

1／3の国の補助金は出ませんが、学費の半額なら校長には出るので、横浜市の給付金控除も少なくてすみます。

わたしのこと
子ども達が安心して学べるように
今までの学校で育んでください。
住所
東京都田中成源

名前

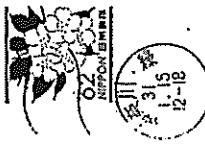
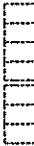


2310016

横浜市中岡区内真駅沙前町様第2-1-1市ビ1ホル2育内委員会

インクジェット印

教育長 鯉淵信也様

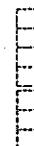


2310016

横浜市中岡区内真駅沙前町様第2-1-1市ビ1ホル2育内委員会

インクジェット印

教育長 鯉淵信也様



市立北綿島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北綿島特別支援学校（港北区）が解散になり、4月から上吉田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されようとしています。これは、保護者に認定もない横浜市教育委員会からの一方的な提案（2018年までに北綿島特別支援学校を閉校にする横浜市計画）によるものでした。

人口急増地帯の横浜市北東部から北綿島特別支援学校がなくなり、他のいはば不自由な生徒たちが通うことになれば遅手時間が長くなり、子ども達にとっては命に係わる無謀な計画でした。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で残りましたが、市教育委員会は、「再整備構造面は間違つてない、今後も提やがに進めていく」としており、保護者の不安は解消しています。北綿島特別支援学校の保護者の96.2%が、今の学校のままで分校を希望しています。「分校になつてもこれままでと変わらぬ教育を希望します」「分校になつてもそれは分校にする」と市教育委員会は説明していますが、であれば分校等には、措施は何もありません。また、分校の校長級の准校長等には、1／3の園舎賃金は出せんが、学校のままなら校長には出るので、横浜市の給与負担も少なくてすみます。

間違の多い分校化をぜひ見直してください。

わたしのひとこと 今までの学校を行きましたよ。
市教育委員会の「分校」の方が、横浜市の「分校」より良いです。

住所 横浜市中田町南成瀬

名前

市立北綿島特別支援学校の分校化の見直しを
今年3月で北綿島特別支援学校（港北区）が解散になり、4月から上吉田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されようとしています。これは、保護者に認定もない横浜市教育委員会からの一方的な提案（2018年までに北綿島特別支援学校を閉校にする横浜市計画）によるものでした。

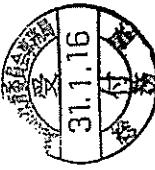
人口急増地帯の横浜市北東部から北綿島特別支援学校がなくなり、他のいはば不自由な生徒たちが通うことになれば遅手時間が長くなり、子ども達にとっては命に係わる無謀な計画でした。

わたしのひとこと 基本的に活動に参画する生徒が増加傾向であります。学校で今まで以上に多くの学生の活動ができます。

住所 横浜市南成瀬

名前

受理番号 16

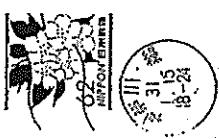


2310016

横浜市立
内丸
駅前町
横浜2
横浜市ビ
教ル2
教育委員会

教育長 鯉淵信也様

印鑑シヤフト



受理番号 15

横浜市立
内丸
駅前町
横浜2
横浜市ビ
教ル2
教育委員会

教育長 鯉淵信也様

印鑑シヤフト



郵便はがき

2310016

市立北綱島特別支援学校の分校化の見直しを
今年3月で北綱島特別支援学校（港北区）が閉校になり、4
月から上吉田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されよ
うとしています。これは、保護者に説明もない横浜市教委監査会からの一方的
な提案（2018年度までに北綱島特別支援学校を分校にする再構
造検討計画）によるものでした。

人口急増地域の横浜市北区から北綱島特別支援学校がなく
なり、他の選い放学不自由特別支援学校に通うことになれば、
通学時間が長くなり、子ども達にとっては命に係わる無謀な計
画でした。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で残りますが、
市教育委員会は、「再構造検討計画は間違っている、今後も堅や
かに進めていく」としており、保護者の不安は解いています。
北綱島特別支援学校の保護者の96.2%が、今の学校のままで
の教育を希望しています。「分校になつてもここれまでど変わらな
い」と市教育委員会は説明いますが、であれば分校にする
根拠は何もありません。また、分校の校長の岩佐氏等には、
1ノ3の国の補助金は出ませんが、学校の先生なら扶養には出
るので、横浜市の給与負担も少なくて済みます。

問題の多い分校化をぜひ見直してください。

わたしの息子は、子供たちが最高の利益
を受けるために、毎日が楽しくあります
そのため、遠切を希望せます。

住所 横浜市立北区本宿町
名前

市立北綱島特別支援学校の分校化の見直しを
今年3月で北綱島特別支援学校（港北区）が閉校になり、4
月から上吉田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されよ
うとしています。これは、保護者に説明もない横浜市教委監査会からの一方的
な提案（2018年度までに北綱島特別支援学校を分校にする再構
造検討計画）によるものでした。

人口急増地域の横浜市北区から北綱島特別支援学校がなく
なり、他の選い放学不自由特別支援学校に通うことになれば、
通学時間が長くなり、子ども達にとっては命に係わる無謀な計
画でした。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で残りますが、
市教育委員会は、「再構造検討計画は間違っている、今後も堅や
かに進めていく」としており、保護者の不安は解いています。
北綱島特別支援学校の保護者の96.2%が、今の学校のままで
の教育を希望しています。「分校になつてもここれまでど変わらな
い」と市教育委員会は説明いますが、であれば分校にする
根拠は何もありません。また、分校の校長の岩佐氏等には、
1ノ3の国の補助金は出ませんが、学校の先生なら扶養には出
るので、横浜市の給与負担も少なくて済みます。

問題の多い分校化をぜひ見直してください。

わたしの息子は、子供たちが最高の利益
を受けるために、毎日が楽しくあります
そのため、遠切を希望せます。

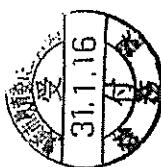
住所 横浜市立北区本宿町
名前

受理番号 98



受け入り金
ですが、6円
切手はカン
ペでお願い
します。

受理番号 97



お入り金
ですが、6円
切手はカン
ペでお願い
します。

〒231-0016

横浜市中区東砂町 2-12

関内駅前第一ビル内

横浜市教育委員会

教育長 鯉淵 信也 様

市立北綱島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北綱島特別支援学校（港北区）が解散になり、4月から上若田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されようとしています。これは、保護者に認知もない横浜市教育委員会からの一方的な提案（2018年度までに北綱島特別支援学校を解散にする予算整備計画）によるものでした。

人口急増地域の横浜市北綱島から北綱島特別支援学校がなくなり、他の遠い校舎不自由特別支援学校に通うことにになると、通学時間が長くなり、子ども達にとっては非常に不快な状況でした。大きな反対の声で、結果的には分校という形で残りますが、市教委は、「予算整備計画は間違っている」、今後も運営がに進めていく」としており、保護者の不安は解消されています。

北綱島特別支援学校の保護者の85.2%が、今の学校のままでの教育を希望しています。「分校になつてこられますが、それは分校になりますが、それは分校にするのは何もありません。また、分校の校長の先生には、

1／3の国の補助金は出ませんが、学校のままなら校長には出るので、横浜市の給与負担も少なくてすみます。

問題の多い分校化をぜひ見直してください。

横浜市港南区下谷

名前

わたしのこと
子がも遠い学校が便利を大切に
して下さい。

住所 横浜市金沢区平瀬町

名前

受理番号 98



受け入り金
ですが、6円
切手はカン
ペでお願い
します。

〒231-0016

横浜市中区東砂町 2-12

関内駅前第一ビル内

横浜市教育委員会

教育長 鯉淵 信也 様

市立北綱島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北綱島特別支援学校（港北区）が解散になり、4月から上若田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されようとしています。これは、保護者に認知もない横浜市教育委員会からの一方的な提案（2018年度までに北綱島特別支援学校を解散にする予算整備計画）によるものでした。

人口急増地域の横浜市北綱島から北綱島特別支援学校がなくなり、他の遠い校舎不自由特別支援学校に通うことにになると、通学時間が長くなり、子ども達にとっては非常に不快な状況でした。大きな反対の声で、結果的には分校という形で残りますが、市教委は、「予算整備計画は間違っている」、今後も運営がに進めていく」としており、保護者の不安は解消されています。

北綱島特別支援学校の保護者の85.2%が、今の学校のままでの教育を希望しています。「分校になつてこられますが、それは分校になりますが、それは分校にするのは何もありません。また、分校の校長の先生には、

1／3の国の補助金は出ませんが、学校のままなら校長には出るので、横浜市の給与負担も少なくてすみます。

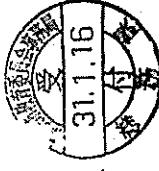
問題の多い分校化をぜひ見直してください。

わたしのこと
子がも遠い学校が便利を大切に
して下さい。

住所 横浜市金沢区平瀬町

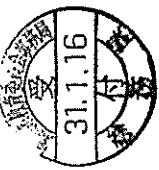
名前

受理番号 /00



お入り下さい
すが、お門
切手はカン
べでは無い
します。

受理番号 /1



お入り下さい
すが、お門
切手はカン
べでは無い
します。

〒231-0016

横浜市中区真砂町 2-12

関内駅前第一ビル内

横浜市教育委員会

教育長 鯉淵 信也 様

市立北桜島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北桜島特別支援学校（港北区）が閉校になり、4月から上菅田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されようとしています。これは、保護者に説明がない横浜市教育委員会からの一方的な選定（2018年度までに北桜島特別支援学校を閉校にする予算整備計画）によるものでした。

人口急増地帯の横浜市北東部から北桜島特別支援学校がなくなり、他の選択肢がなくなり、子ども達にとっては命に係わる無謀な計画でした。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で残りましたが、市教育委員会は、「予算整備計画は間違っている、今後も練りかに進めていく」としており、保護者の不安は残っています。

北桜島特別支援学校の保護者の「分校になつてもこれまでど変わらない」と市教育委員会は説明していますが、であれば分校にする理由は何もありません。また、分校の放課後の進路選択には、1／3の園の補助金が出せんが、学長のままで校長には出るので、横浜市の給与負担も少なくてすみます。

わたしのひとこと ハンデをもじいい色々ござ
ないして遙る場所を施設としているが、今ま
の毎日で、施設の希望の年で比較的多く
住居 横浜市金沢区車両ビル

名前

〒231-0016

横浜市中区真砂町 2-12

関内駅前第一ビル内

横浜市教育委員会

教育長 鯉淵 信也 様

市立北桜島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北桜島特別支援学校（港北区）が閉校になり、4月から上菅田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されようとしています。これに、保護者もいない横浜市教育委員会からの一方的な選定（2018年度までに北桜島特別支援学校を閉校にする予算整備計画）によるものでした。

人口急増地帯の横浜市北東部から北桜島特別支援学校がなくなり、他の選択肢がなくなり、子ども達にとっては命に係わる無謀な計画でした。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で残りましたが、市教育委員会は、「予算整備計画は間違っている、今後も練りかに進めていく」としており、保護者の不安は残っています。

北桜島特別支援学校の保護者の「分校になつてもこれまでど変わらない」と市教育委員会は説明していますが、であれば分校にする理由は何もありません。また、分校の放課後の進路選択には、1／3の園の補助金が出せんが、学長のままで校長には出るので、横浜市の給与負担も少なくてすみます。

わたしのひとこと 多くとも二三
市立北桜島特別支援学校と
なくがいでいい。
住所 横浜市旭区白根

名前

2310016

受理番号/02

横浜市中岡区内真駅前町横幕2-1市ビ1教ル2委員会
教育長 魚削信也様



印シラクシトヨ



市立北綱島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北綱島特別支援学校（横北区）が閉校になり、4月から上菅田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されようとしています。

これは、保護者に説明もない横浜市教委委員会からの一方的な提案（2018年度まで北綱島特別支援学校を閉校にする再構成検討計画）によるものでした。

人口急増地帯の横浜市北東部から北綱島特別支援学校がなくなり、他の遠い校区不自由特別支援学校に通うことになければ、通学時間が長くなり、子ども達にとっては命に係わる無謀な計画でした。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で残りますが、

市教委委員会は、「再構成検討計画は問題は無い、今後も保育院に進めていく」としており、保護者の不安は解消していません。北綱島特別支援学校の保護者の96.2%が、今の学年ままでの経営を希望しています。「分校になつてもこれまでは変わらない」と市教委委員会は説明していますが、されば分校に対する根柢はありません。また、分校の校長職の選抜基準等には、1／3の園の補助金は出ませんが、学校の先生たち校長には出るので、横浜市のお心配も少なくてすみます。

問題の多い分校化をぜひ見直してください。

わたしのひとこと
長崎町の通学で命に掛かると思
います。

住所

横浜市保土ヶ谷区長崎町

名前

2310016

受理番号/02

横浜市中岡区内真駅前町横幕2-1市ビ1教ル2委員会
教育長 魚削信也様



印シラクシトヨ



市立北綱島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北綱島特別支援学校（横北区）が閉校になり、4月から上菅田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されようとしています。

これは、保護者に説明もない横浜市教委委員会からの一方的な提案（2018年度まで北綱島特別支援学校を閉校する再構成検討計画）によるものでした。

人口急増地帯の横浜市北東部から北綱島特別支援学校がなくなり、他の遠い校区不自由特別支援学校に通うことにすれば、通学時間が長くなり、子ども達にとっては命に係わる無謀な計画でした。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で残りますが、

市教委委員会は、「再構成検討計画は問題は無い、今後も保育院に進めていく」としており、保護者の不安は解消していません。北綱島特別支援学校の保護者の96.2%が、今の学年ままでの経営を希望しています。「分校になつてもこれまでは変わらない」と市教委委員会は説明していますが、されば分校に対する根柢はありません。また、分校の校長職の選抜基準等には、1／3の園の補助金は出ませんが、学校の先生たち校長には出るので、横浜市のお心配も少なくてすみます。

わたしのひとこと
長崎町の通学で命に掛かると思
います。

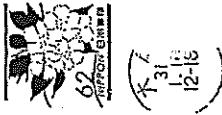
住所

横浜市保土ヶ谷区長崎町

名前

郵便はがき

2310016



受取番号 / 10

教育長 鯉川信也様



印鑑ミニシート



横浜市中区内真原砂前町横第2ビル12階 木下31-12-15

市立北綱島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北綱島特別支援学校（港北区）が分校になり、4月から上吉田ヶ谷校（保土ヶ谷区）の分校に移行されようとしています。

これは、保護者に説明もない横浜市教委員会による一方的な提案書（横浜市立北綱島特別支援学校を閉校にする再編整備計画）によるものでした。

人口急増地帯の横浜市北区校から北綱島特別支援学校に通うことに疲れは、遅延時間が悪くなり、子ども達にとって命に係わる無駄な計画でした。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で残りますが、

市教委員会は、「再編整備計画は間違っている」としており、保護者の不安は拭いていません。

北綱島特別支援学校の保護者の96.2%が、今の学校のままでこの教育を希望します。学校になつても、あれば分校にする根拠は何もありません。また、分校の学年級の混在基準等には、

1／3の国の補助金は出ませんが、学校のままで校長には出るので、横浜市の給与負担も少なくてすみます。

わたしのひとこと
北綱島には障害の重い子が多い
分校でなく本校体制で、
住所 横浜市中区上吉田
名前 [REDACTED]

教委第 64 号議案

横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則の一部改正について

横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 31 年 2 月 1 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

横浜市学齢児童生徒就学奨励条例の一部改正に伴い、横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則の一部を改正
する規則

横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則（昭和26年10月横浜市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 条例第2条及びこの規則において「保護者」とは、条例第1条に規定する学齢児童等（以下「学齢児童等」という。）に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のないときは未成年後見人その他教育長が必要と認める者をいう。

第3条中「学齢児童又は学齢生徒の在学する」を「学齢児童等が在学し、又は入学しようとする」に、「通じて」を「経て」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、条例第3条第3項前段の規定に該当する場合には、校長を経ないで教育長に申請する。

第5条中「通じて」を「経て」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、教育長が必要があると認める場合には、校長を経ないで保護者に通知する。

第6条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、教育長が必要があると認める場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、平成31年3月1日から施行する。

横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則の一部改正について

1 制定理由

「横浜市学齢児童生徒就学奨励条例」が一部改正され、平成31年3月1日に施行されます。同条例では施行に関し必要な事項を「横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則」で定めるとしていることから、同規則の一部を改正する規則を制定します。

2 改正の概要

小学校入学予定者の保護者に入学準備費を支給できるよう、「横浜市学齢児童生徒就学奨励条例」を改正したことを受け、「横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則」においても一部改正を行います。

- (1) 学齢児童又は学齢生徒の保護者に加え、入学予定の保護者を加えます。
- (2) 入学しようとする学校が確定していない場合などは、教育委員会に申請できることとします。

3 「横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則」新旧対照表（案）

改正前 (第1条省略)	改正後 (第1条省略)
<p><u>(保護者)</u></p> <p>第2条 条例第2条の保護者とは、学齢児童又は学齢生徒に対して親権を行う者とし、親権を行う者のないときは後見人又は後見人の職務を行う者をいう。</p>	<p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 条例第2条及びこの規則において「保護者」とは、条例第1条に規定する学齢児童等（以下「学齢児童等」という。）に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のないときは未成年後見人その他教育長が必要と認める者をいう。</p>
<p><u>(交付の申請)</u></p> <p>第3条 就学奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を受けようとする保護者は、条例第3条に規定する就学奨励金交付申請書に、教育長が必要と認める書類を添付して、学齢児童又は学齢生徒の在学する学校の校長（以下「校長」という。）を通じて教育長に申請する。</p>	<p><u>(交付の申請)</u></p> <p>第3条 就学奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を受けようとする保護者は、条例第3条に規定する就学奨励金交付申請書に、教育長が必要と認める書類を添付して、学齢児童等が在学し、又は入学しようとする学校の校長（以下「校長」という。）を通じて教育長に申請する。ただし、条例第3条第3項前段の規定に該当する場合には、校長を通じて教育長に申請する。</p>
<p><u>(第4条省略)</u></p>	<p><u>(第4条省略)</u></p>

改正前	改正後
<p>(審査結果の通知)</p> <p>第5条 教育長は、前条の審査の結果を校長を通じて保護者に通知する。</p>	<p>(審査結果の通知)</p> <p>第5条 教育長は、前条の審査の結果を校長を経て保護者に通知する。<u>ただし、教育長が必要があると認める場合には、校長を経ないで保護者に通知する。</u></p>
<p>(請求の手続)</p> <p>第6条 保護者は、奨励金の交付の請求及び受領について校長に委任するものとする。</p>	<p>(請求の手続)</p> <p>第6条 保護者は、奨励金の交付の請求及び受領について校長に委任するものとする。<u>ただし、教育長が必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p>
<p>(第6条第2項、第7条省略)</p>	<p>(第6条第2項、第7条省略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、平成31年3月1日から施行する。</u></p>

4 意見公募について

規則の制定に関して意見公募を実施しました。

(1) 意見提出期間

平成30年11月22日から平成30年12月21日まで

(2) 提出意見数

なし

(3) 意見公募結果の公示

平成31年2月15日（予定）

5 施行予定日

平成31年3月1日

教委第 65 号議案

視聴覚教材機材の貸出に関する規則の廃止について

視聴覚教材機材の貸出に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成 31 年 2 月 1 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

視聴覚教材機材の貸出の終了に伴い、視聴覚教材機材の貸出に関する規則を廃止したいので提案する。

視聴覚教材機材の貸出に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

視聴覚教材機材の貸出に関する規則を廃止する規則

視聴覚教材機材の貸出に関する規則（昭和32年6月横浜市教育委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年3月1日から施行する。

視聴覚教材機材の貸出に関する規則の廃止について（概要）

1 規則改正の理由

横浜市視聴覚教材機材の貸出は、インターネットコンテンツの充実等により、近年利用が減少していること等を踏まえ、16ミリフィルム教材について貸出を行っている神奈川県立図書館に寄贈するなど、登録団体への貸出が継続されるよう配慮しつつ、事業を終了します。

これにより「視聴覚教材機材の貸出に関する規則」を廃止します。

2 規則廃止後について

(1) 16ミリフィルム教材及び映写機等

現在保有する教材・機材のうち、神奈川県立図書館が引き取りを希望するものを同館に寄贈します。

神奈川県立図書館では、16ミリフィルム教材及び映写機などの機材を、16ミリフィルム利用団体に貸出しています。

市立学校を含む視聴覚教材・機材の貸出の登録団体は、神奈川県立図書館で利用登録後、引き続き借用が可能となります。

(2) VHS（ビデオ）教材及び映写機等

現在保有する教材・機材のうち、神奈川県立図書館及び市他部署が引き取りを希望するものを、寄贈または移管します。

神奈川県立図書館では、館内視聴が可能となります。

市他部署の一部では、市民などに貸出が行われており、引き続き市立学校を含む市民も借用が可能となります。

(3) DVD教材

DVD教材は市立学校の利用頻度が高いことから、横浜市授業改善支援センターで市立学校向けに貸出を継続します。

(4) 登録団体等

市立学校を含む登録団体に対しては、市他部署及び神奈川県立図書館の利用方法についてご案内します。

本市「16ミリ映写技術認定証」は、神奈川県立図書館で利用登録を行う際にも有効です。

3 施行予定日

平成 31 年 3 月 1 日

4 規則等に係る意見公募について

横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱に基づき、視聴覚教材機材の貸出に関する規則の廃止について平成 30 年 12 月 14 日から平成 31 年 1 月 15 日まで意見公募を行いました。

その結果、当該案に対する意見はありませんでした。

○視聴覚教材機材の貸出に関する規則

昭和32年6月15日

教委規則第6号

改正 昭和35年3月教委規則第5号

昭和49年6月教委規則第4号

平成2年2月教委規則第2号

平成5年4月教委規則第8号

平成6年3月31日教委規則第11号

平成25年8月5日教委規則第12号

平成30年3月30日教委規則第8号

注 平成2年2月から改正経過を注記した。

[視聴覚教材機材の貸出に関する規則]を次のように定める。

視聴覚教材機材の貸出に関する規則

(趣旨)

第1条 視聴覚教材機材の貸出については、別に定めるものほか、この規則の定めるとこ
ろによる。

(平2教委規則2・一部改正)

(貸出の対象)

第2条 視聴覚教材機材の貸出を受けることのできるものは、第4条の規定により登録され
た団体（以下「登録団体」という。）とする。

(平2教委規則2・平25教委規則12・一部改正)

(使用の制限)

第3条 視聴覚教材機材は、教育的又は文化的目的で使用するものとし、政治、宗教又は營
利を目的とする使用その他教育長が不適当と認める使用をしてはならない。

(平2教委規則2・平25教委規則12・一部改正)

(団体の登録)

第4条 視聴覚教材機材の貸出を受けようとする団体は、あらかじめ教育長の登録を受けな
ければならない。

2 前項の登録を受けようとする団体は、利用団体登録申請書（第1号様式）に次に掲げる
書類を添付して教育長に提出しなければならない。

(1) 定款、規約その他これらに類する書類

(2) その他教育長が必要と認める書類

3 教育長は、前項の規定による登録の申請があった場合において、次に掲げる団体（政治的若しくは宗教的活動又は営利を目的とした活動を行う団体を除く。）のいずれかに該当するときは、登録簿に登録するとともに、当該登録団体に登録証（第2号様式）を交付するものとする。

(1) 市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設に係る機関

(2) 市内の自治会・町内会

(3) 市内に主たる事務所がある社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

(4) その他前3号に掲げる団体に準ずるものとして教育長が認める団体又は官公署

4 前項の規定により登録簿に登録する事項（以下「登録事項」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 登録団体の住所及び名称

(2) 登録団体の代表者の氏名及び連絡先

(3) 連絡先が前号の代表者以外の者である場合は、その者の住所、氏名及び連絡先

(4) 登録年月日

(5) 登録証番号

5 第1項の登録の有効期間は、登録証の交付の日から5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

6 登録団体は、登録事項に変更があった場合は、直ちにその旨を教育長に届け出なければならない。

7 登録団体は、登録証を破損し、汚損し、又は紛失した場合は、その再交付を教育長に申請することができる。

8 教育長は、登録団体が虚偽の登録、他の団体への登録証の転貸その他不正な行為をした場合は、その登録を取り消し、又は一定の期間を定めて視聴覚教材機材の貸出を停止することができる。

9 教育長は、登録団体が次条の登録の更新をせず、又は前項の規定により登録を取り消し

た場合は、当該登録団体の登録を抹消するものとする。

(平25教委規則12・追加、平30教委規則8・一部改正)

(登録の更新)

第5条 登録団体は、前条第5項の有効期間の満了の日以後も引き続き視聴覚教材機材の貸出を受けようとする場合は、その登録の更新を受けなければならない。

2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の更新について準用する。

(平25教委規則12・追加)

(貸出教材機材の品目及び数量)

第6条 視聴覚教材機材の品目、1回の貸出数量及び貸出期間は、別表のとおりとする。

(平2教委規則2・全改、平25教委規則12・旧第4条線下)

(貸出手続)

第7条 視聴覚教材機材の貸出を受けようとする登録団体は、教育長の承認を受けなければならない。

2 登録団体は、借用の際に登録証を、また映写機及び映画フィルムの貸出を受けようとする場合は、映写機を操作する者の技術認定証を同時に提出しなければならない。

(平2教委規則2・一部改正、平25教委規則12・旧第5条線下・一部改正)

(返還手続)

第8条 貸出を受けた視聴覚教材機材を返還しようとするときは、視聴覚教材機材利用報告書（第3号様式）を教育長に提出しなければならない。

2 やむを得ない事由により所定の期日までに視聴覚教材機材を返還できない場合は、必ずその期日前までに貸出期間の延長について教育長の承認を受けなければならない。

(平2教委規則2・旧第8条線上・一部改正、平25教委規則12・旧第6条線下・一部改正)

(転貸の禁止)

第9条 貸出を受けた視聴覚教材機材は、他に転貸してはならない。

(平2教委規則2・旧第10条線上・一部改正、平25教委規則12・旧第7条線下)

(管理責任)

第10条 視聴覚教材機材の貸出を受けた登録団体（以下「利用者」という。）は、当該視聴覚教材機材を教育長に返還するまでの間、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 利用者が、貸出を受けた視聴覚教材機材を損傷し、又は亡失したときは、教育長が指定

する現物又は時価により損害を弁償しなければならない。

(平2教委規則2・旧第11条繰上・一部改正、平25教委規則12・旧第8条繰下・

一部改正)

(貸出の停止等)

第11条 教育長は、利用者がこの規則に違反した場合は、視聴覚教材機材の利用を停止し、
その返還を求め、又は以後の貸出を禁止することができる。

2 利用者は、前項の規定により視聴覚教材機材の利用を停止された場合は、直ちに教育長
に返還しなければならない。

3 前項の場合において、受取人を派出して視聴覚教材機材の返還を求めたときは、その費
用は利用者の負担とする。

(平2教委規則2・旧第12条繰上・一部改正、平25教委規則12・旧第9条繰下・

一部改正)

(費用負担)

第12条 視聴覚教材機材の利用は、無償とする。ただし、運搬に要する費用は、利用者の
負担とする。

(平2教委規則2・旧第13条繰上・一部改正、平25教委規則12・旧第10条繰下)

(取扱時間等)

第13条 視聴覚教材機材の貸出及び返還の取扱時間は、日曜日、月曜日、土曜日、休日及
び横浜市中央図書館の休館日（以下「休業日」という。）を除き、午前9時30分から午
後5時までとする。

(平2教委規則2・旧第14条繰上・一部改正、平5教委規則8・一部改正、平25

教委規則12・旧第11条繰下・一部改正、平30教委規則8・一部改正)

(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

(平25教委規則12・追加)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和35年3月教委規則第5号）

この規則は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年6月教委規則第4号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和49年7月1日から施行する。
(視聴覚教材教具の貸出に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 8 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の視聴覚教材教具の貸出に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則（平成2年2月教委規則第2号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月教委規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則、横浜市教育委員会が管理する電子計算機処理等に係る個人情報の保護に関する規則、横浜市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則、横浜市立学校施設使用規則、横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則、横浜市奨学条例施行規則、横浜市婦人会館条例施行規則、横浜市文化財保護条例施行規則、横浜市三殿台考古館条例施行規則、横浜市青少年野外活動センター条例施行規則、横浜市少年自然の家条例施行規則、横浜市スポーツセンター条例施行規則、横浜市教育文化センター条例施行規則及び視聴覚教材機材の貸出に関する規則の規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成25年8月教委規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の視聴覚教材機材の貸出に関する規則（以下「旧規則」という。）第5条第2項の団体登録証の交付を受けている団体は、この規則の施行の日においてこの規則による改正後の視聴覚教材機材の貸出に関する規則第4条第1項の登録を受けた団体とみなして、同規則の規定を適用する。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成30年3月教委規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の視聴覚教材機材の貸出に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定により作成されている様式書類等（次項の規定による登録証を除く。）は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則第2号様式による登録証は、当該登録証に記載された有効期限を経過するまでの間、使用することができる。

別表

（平2教委規則2・全改、平30教委規則8・一部改正）

品目	数量	期間
映写機	1台	6日間
映画フィルム	3本以内 劇映画、マンガ映画は、1本限りとする。	
DVD・ビデオ教材	3本以内	
録音教材	3本以内	
暗幕	20枚以内	
スクリーン	1本	

備考 貸出日と返却日を含み6日以内。ただし、途中の休業日も含む。

第1号様式(第4条第2項)

利用団体登録申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市教育委員会教育長

申請者 住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話

視聴覚教材機材の貸出に関する規則第4条第1項の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

連絡先 (連絡先が代表者以外の場合に記入してください。)	氏名					
	住 所	〒 一				
	電 話		F A X			
団体の目的 (具体的に記入してください。)						
団体の構成員	未就学児	小 学 生	中 学 生	高校生以上 の未成人者	成 年 者	計
	人	人	人	人	人	人
備 考						
	※登録証番号		※交付日			

(注意) 1 申請に際しては、次の書類を添付してください。

(1) 定款、規約その他これらに類する書類

(2) その他教育長が必要と認める書類

2 ※印の欄は、記入しないでください。

(A4)

第2号様式(第4条第3項)

(表)

86ミリメートル			
登録証			
視聴覚教材機材の貸出に関する利用登録団体であることを証明します。			
番 号	51 ミリメートル	登録 団 体	横浜市教育委員会
有 効 期 限			

(裏)

- 1 視聴覚教材機材を借用する際には、必ず本証を提出してください。
- 2 本証を紛失したり、団体の住所・代表者その他に変更があった際には、すぐに届け出してください。
- 3 本証の提出をもって、代表者又は代表者の意思に基づく申請として取り扱いますので大切に保管してください。

横浜市教育委員会

第3号様式(第8条第1項)

視聴覚教材機材利用報告書

年　月　日

横浜市教育委員会教育長

住　所

團体名

代表者氏名

電話

整理番号	品名	利用回数	人数
		回	人

予約期間	年　月　日	～	年　月　日
利用期間	年　月　日	～	年　月　日
利用会場			
教材等の状況			
今後の希望			
取扱者認定証No.			
取扱者氏名			

(A4)

第1号様式（第4条第2項）

（平25教委規則12・追加、平30教委規則8・一部改正）

第2号様式（第4条第3項）

（平2教委規則2・全改、平25教委規則12・旧第1号様式繰下・一部改正、平30
教委規則8・一部改正）

第3号様式（第8条第1項）

（平6教委規則11・全改、平25教委規則12・旧第2号様式繰下・一部改正）